



平成26年度

介護老人福祉施設（地域密着型含む）

（介護予防）短期入所生活介護

入所型サービス編（別冊）



平成27年3月23日

岡山市保健福祉局事業者指導課

# 目 次

《ページ》

1	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	
	・介護老人福祉施設	1
	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2
	・（介護予防）短期入所生活介護	3
2	平成27年度介護報酬改定（算定構造（案））（新旧対照表）	
	・介護老人福祉施設	4
	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6
	・短期入所生活介護	10
	・介護予防短期入所生活介護	12
3	平成27年度介護報酬改定（報酬告示（案））（新旧対照表）	
	・介護老人福祉施設（平成27年4月1日）	14
	・介護老人福祉施設（平成27年8月1日）	36
	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（平成27年4月1日）	38
	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（平成27年8月1日）	59
	・短期入所生活介護（平成27年4月1日）	61
	・短期入所生活介護（平成27年8月1日）	73
	・介護予防短期入所生活介護（平成27年4月1日）	74
	・介護予防短期入所生活介護（平成27年8月1日）	83
4	平成27年度介護報酬改定（報酬告示に関する通知（案））（新旧対照表）	
	・介護老人福祉施設	85
	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	111
	・短期入所生活介護	141
	・介護予防短期入所生活介護	157
	・栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例 及び様式例の提示について	167
5	平成27年度改正案（居住（滞在）費の基準費用額及び負担限度額）（新旧対照表）	171
6	平成27年度改正案（基準省令に関する通知）（新旧対照表）	
	・介護老人福祉施設	196
	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	197
	・（介護予防）短期入所生活介護	369
7	岡山市条例改正（新旧対照表）	
	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	425
	・短期入所生活介護	499
	・介護予防短期入所生活介護	573



介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス）（H27改定用）

事業所番号	3	3																	
-------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等										割引	
54 地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1 地域密着型介護福祉施設 2 サテライト介護福祉施設 3 ユニット型地域密着型 介護福祉施設 4 ユニット型サテライト型 地域密着型介護福祉施設	1 経過 施設以外	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型										1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員										
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可										
			日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり										
			看護体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ										
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり										
			準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可										
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり										
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり										
			常勤専従医師配置	1 なし 2 あり										
		2 経過 施設	精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり										
		障害者生活支援体制	1 なし 2 あり											
		身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり											
		栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり											
		療養食加算	1 なし 2 あり											
		看取り介護体制	1 なし 2 あり											
		在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可											
		小規模拠点集集体制	1 なし 2 あり											
		認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ											
		サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ											
介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ													

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

事業所番号	3	3																		
-------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業所電話番号																				
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業所名	
------	--

記入担当者指名	
---------	--

※ 実施するサービスに関して○を付け、全ての項目に対し該当する番号に○を付けてください。

チェック	提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等				割引		
21	短期入所生活介護	1. 単独型 2. 併設型・空床型 3. 単独型ユニット型 4. 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1. 基準型	6. 減算型			1. なし 2. あり	
				職員の欠員による減算の状況	1. なし	2. 看護職員	3. 介護職員			
				ユニットケア体制	1. 対応不可	2. 対応可				
				機能訓練指導体制	1. なし	2. あり				
				個別機能訓練体制	1. なし	2. あり				
				看護体制加算	1. なし	2. 加算Ⅰ	3. 加算Ⅱ			
				医療連携強化加算	1. なし	2. あり				
				夜勤職員配置加算	1. なし	2. あり				
				若年性認知症利用者受入加算	1. なし	2. あり				
				送迎体制	1. 対応不可	2. 対応可				
				療養食加算	1. なし	2. あり				
				サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)	1. なし	5. 加算Ⅰイ	2. 加算Ⅰロ	3. 加算Ⅱ		4. 加算Ⅲ
				サービス提供体制強化加算(空床型)	1. なし	5. 加算Ⅰイ	2. 加算Ⅰロ	3. 加算Ⅱ		4. 加算Ⅲ
介護職員処遇改善加算	1. なし	5. 加算Ⅰ	2. 加算Ⅱ	3. 加算Ⅲ	4. 加算Ⅳ					
24	介護予防 短期入所生活介護	1. 単独型 2. 併設型・空床型 3. 単独型ユニット型 4. 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1. 基準型	6. 減算型			1. なし 2. あり	
				職員の欠員による減算の状況	1. なし	2. 看護職員	3. 介護職員			
				ユニットケア体制	1. 対応不可	2. 対応可				
				機能訓練指導体制	1. なし	2. あり				
				個別機能訓練体制	1. なし	2. あり				
				若年性認知症利用者受入加算	1. なし	2. あり				
				送迎体制	1. 対応不可	2. 対応可				
				療養食加算	1. なし	2. あり				
				サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)	1. なし	5. 加算Ⅰイ	2. 加算Ⅰロ	3. 加算Ⅱ		4. 加算Ⅲ
				サービス提供体制強化加算(空床型)	1. なし	5. 加算Ⅰイ	2. 加算Ⅰロ	3. 加算Ⅱ		4. 加算Ⅲ
				介護職員処遇改善加算	1. なし	5. 加算Ⅰ	2. 加算Ⅱ	3. 加算Ⅲ		4. 加算Ⅳ

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1 介護福祉施設サービス(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス(1) (1日につき)	a 介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	第1階 ( 147 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+35単位	入所定員31人以上50人以下 22単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位
			第2階 ( 147 単位)												
			第3階 ( 147 単位)												
		b 介護福祉施設サービス(Ⅱ) (多床型)	第1階 ( 147 単位)												
			第2階 ( 147 単位)												
			第3階 ( 147 単位)												
	(2) 介護福祉施設サービス(2) (1日につき)	a 小規模介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	第1階 ( 100 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+35単位	入所定員31人以上50人以下 13単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位
			第2階 ( 100 単位)												
			第3階 ( 100 単位)												
		b 小規模介護福祉施設サービス(Ⅱ) (多床型)	第1階 ( 100 単位)												
			第2階 ( 100 単位)												
			第3階 ( 100 単位)												
ロ ユニーク型介護福祉施設サービス	(1) ユニーク型介護福祉施設サービス(1) (1日につき)	a ユニーク型介護福祉施設サービス(Ⅰ) (ユニーク型型)	第1階 ( 147 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+35単位	入所定員31人以上50人以下 4単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位
			第2階 ( 147 単位)												
			第3階 ( 147 単位)												
		b ユニーク型介護福祉施設サービス(Ⅱ) (ユニーク型型)	第1階 ( 147 単位)												
			第2階 ( 147 単位)												
			第3階 ( 147 単位)												
	(2) ユニーク型介護福祉施設サービス(2) (1日につき)	a ユニーク型介護福祉施設サービス(Ⅰ) (ユニーク型型)	第1階 ( 100 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+35単位	入所定員31人以上50人以下 2単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位
			第2階 ( 100 単位)												
			第3階 ( 100 単位)												
		b ユニーク型介護福祉施設サービス(Ⅱ) (ユニーク型型)	第1階 ( 100 単位)												
			第2階 ( 100 単位)												
			第3階 ( 100 単位)												
注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)															
注 対応時間 (1日につき 30単位を加算)		入所者が病院又は診療所への入退室を要しない場合及び入所者に対して個室における外泊を認められた場合、1月に5日を超えて所定定員数に欠け1日につき246単位を算定													
ハ 前期給算 (1日につき 30単位を加算)															
ニ 選所時等相談援助加算 (400単位)		注 入所者及びその家族等に対して選所後の相談援助を行い、かつ前期材料及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 介護支援事業者と選所前から選算し、情報提供サービス調整を行う場合													
ホ 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)															
ヘ 経口経口加算 (1日につき 28単位を加算)		注 栄養士が不在の場合、栄養士が不在の場合は、算定しない													
ヘ 経口維持加算(Ⅰ)(1日につき)		注 栄養士が不在の場合、栄養士が不在の場合は、算定しない													
ヘ 経口維持加算(Ⅱ)		注 経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない													
フ 口腔衛生管理特加算 (1日につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合													
フ 口腔衛生管理加算 (1日につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔ケア管理特加算を算定している場合は、算定しない													
ク 看護加算 (1日につき 10単位を加算)															
ク 看護特加算 (1日につき 10単位を加算)															
ケ 看護特加算(Ⅰ) (1日につき 144単位を加算)															
ケ 看護特加算(Ⅱ) (1日につき 680単位を加算)															
ケ 看護特加算(Ⅲ) (1日につき 1,280単位を加算)															
コ 在宅復帰支援特加算 (1日につき 10単位を加算)															
コ 在宅 入所相互利用加算 (1日につき 40単位を加算)															
カ 認知症専門ケア加算 (1) (1日につき 3単位を加算)															
カ 認知症専門ケア加算 (2) (1日につき 4単位を加算)															
キ 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (入所後7日以内) (1日につき200単位を加算)															
キ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算)															
キ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)															
キ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
キ サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)															
キ サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (1日につき 6単位を加算)															
ケ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき 59/1000)		注 所定単位数は、イからマまでより算定した単位数の合計													
ケ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 33/1000)															
ケ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 490/100)															
ケ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 490/100)															



7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			疾病を行う職員が勤務途中で不在となる場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員2人以上または介護専門員が基準に満たない場合	乗動のユニットラウンジをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	単ユニットケア加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入所者受入加算	専任の高齢医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	障害者生活支援体制加算	
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき) <従来型個室>	要介護1 ( 547 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+36単位				+41単位	+5単位						
		要介護2 ( 614 単位)															
		要介護3 ( 682 単位)															
		要介護4 ( 749 単位)															
		要介護5 ( 814 単位)															
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき) <多床室>	要介護1 ( 594 単位)															
		要介護2 ( 661 単位)															
		要介護3 ( 729 単位)															
		要介護4 ( 796 単位)															
		要介護5 ( 861 単位)															
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき) <ユニット型個室>	要介護1 ( 625 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+46単位		+12単位	+23単位								
		要介護2 ( 691 単位)															
		要介護3 ( 762 単位)															
		要介護4 ( 829 単位)															
		要介護5 ( 894 単位)															
	(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき) <ユニット型個室>	要介護1 ( 625 単位)															
		要介護2 ( 691 単位)															
		要介護3 ( 762 単位)															
		要介護4 ( 829 単位)															
		要介護5 ( 894 単位)															
ハ 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき)	(一) 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	×97/100	×70/100	×70/100	+36単位				+13単位	+5単位		+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位
		要介護1 ( 700 単位)															
		要介護2 ( 763 単位)															
		要介護3 ( 830 単位)															
		要介護4 ( 893 単位)															
	(2) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき)	(一) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>															
		要介護1 ( 747 単位)															
		要介護2 ( 810 単位)															
		要介護3 ( 877 単位)															
		要介護4 ( 940 単位)															
ニ ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき)	(一) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	×97/100	×70/100	×70/100	+46単位		+4単位	+8単位								
		要介護1 ( 766 単位)															
		要介護2 ( 829 単位)															
		要介護3 ( 897 単位)															
		要介護4 ( 960 単位)															
	(2) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき)	(一) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>															
		要介護1 ( 766 単位)															
		要介護2-3 ( 868 単位)															
		要介護4-5 ( 990 単位)															
		要介護1 ( 766 単位)															

注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)		
注 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して帯宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定	
ホ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)		
ヘ 退所時等相談援助加算 (1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) (2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定) (3) 退所時相談援助加算 (400単位) (4) 退所前連携加算 (500単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 帯宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
ト 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)		
チ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない	
リ 経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算 (1日につき 12単位を加算)		
ワ 曹取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)	
カ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)		
キ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 40単位を加算)		
ク 小規模拠点集成型施設加算 (1日につき 50単位を加算)		
シ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ソ 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (入所後7日以内に1日につき200単位を加算)		
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×59/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×33/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十(2)の90/100) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(2)の80/100)	注 所定単位数は、イからツまでにより算定した単位数の合計

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(平成27年8月1日～)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			疾病を行う職員 の勤務条件等 を定めない場合	入所者の数が 入所定員を超過 する場合	介護・看護職 員と介護士 ・介護士補助員 の数が基準に達 しない場合	乗動のユニット ラダーをユニ ット毎に配置 していない等、ユ ニットケアにつ ける体制が未 整備である場 合	日常生活継続支 援加算	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	夜勤職員配置 加算	単ユニットケア 加算	個別機能訓練 加算	近年的認知 症入所者受 入加算	専任の高齢 講師を配置し ている場合	精神科医師に よる療養指導 が月2回以上 行われている 場合	障害者生活支 援体制加算	
イ 地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき) <従来型個室>	表介護1 ( 547 単位)															
		表介護2 ( 614 単位)															
		表介護3 ( 682 単位)															
		表介護4 ( 749 単位)															
		表介護5 ( 814 単位)															
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき) <多床室>	表介護1 ( 547 単位)	x97/100	x70/100	x70/100												
		表介護2 ( 614 単位)															
		表介護3 ( 682 単位)															
		表介護4 ( 749 単位)															
		表介護5 ( 814 単位)															
ロ ユニット型 地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき) <ユニット型個室>	表介護1 ( 625 単位)															
		表介護2 ( 691 単位)															
		表介護3 ( 762 単位)															
		表介護4 ( 828 単位)															
		表介護5 ( 894 単位)															
	(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき) <ユニット型個室>	表介護1 ( 625 単位)	x97/100	x70/100	x70/100												
		表介護2 ( 691 単位)															
		表介護3 ( 762 単位)															
		表介護4 ( 828 単位)															
		表介護5 ( 894 単位)															
ハ 経過の地域 密着型介護 老人福祉施設 入所者生活 介護費	(1) 経過の地域 密着型介護老人 福祉施設入所者 生活介護費 (1日につき)	(一) 経過の地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	表介護1 ( 700 単位)														
		表介護2 ( 763 単位)															
		表介護3 ( 830 単位)															
		表介護4 ( 893 単位)															
		表介護5 ( 955 単位)															
	(2) 旧措置入所者経過の地域 密着型介護老人 福祉施設入所者 生活介護費 (1日につき)	(一) 旧措置入所者経過の 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	表介護1 ( 700 単位)														
		表介護2-3 ( 800 単位)															
		表介護4-5 ( 923 単位)															
		(二) 旧措置入所者経過の地域 密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護費(Ⅱ) <多床室>	表介護1 ( 700 単位)														
		表介護2-3 ( 800 単位)															
ニ ユニット型 指定地域密着 型介護老人 福祉施設に おける経過 の地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護費	(1) ユニット型 経過の地域密着 型介護老人福祉 施設入所者生活 介護費 (1日につき)	(一) ユニット型経過の地域 密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	表介護1 ( 766 単位)														
		表介護2 ( 829 単位)															
		表介護3 ( 897 単位)															
		表介護4 ( 960 単位)															
		表介護5 ( 1,022 単位)															
	(2) ユニット型 旧措置入所者 経過の地域 密着型介護 老人福祉施設 入所者生活 介護費 (1日につき)	(一) ユニット型旧措置入所者 経過の地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	表介護1 ( 766 単位)														
		表介護2-3 ( 868 単位)															
		表介護4-5 ( 990 単位)															
		(二) ユニット型旧措置入所者 経過の地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	表介護1 ( 766 単位)														
		表介護2-3 ( 868 単位)															

注 身体拘束阻止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して帯宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ホ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
ヘ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 帯宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)	
	(4) 退所前連携加算 (500単位)	
ト 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
チ 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
リ 経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	
ヌ 口腔衛生管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔衛生管理加算	(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算	(1日につき 18単位を加算)	
フ 曹取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)	
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)	
カ 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)	
コ 在宅・入所相互利用加算	(1日につき 40単位を加算)	
ク 小規模拠点集合型施設加算	(1日につき 50単位を加算)	
シ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ソ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日限り 1日につき200単位を加算)	
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×59/1000)	注 所定単位数は、イからツまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×33/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×90/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×80/100)	

8 短期入所生活介護費(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			活動をを行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	介護-看護職員 の員数が基準に 満たない場合	単独のユニット リーダーをユニッ ト毎に配置してい ない等ユニッ トにおける体制 が未整備である 場合	専任の総務訓練 指導員を配置し ている場合	認知症加算 加算	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)	看護体制加算 (III)	看護体制加算 (IV)	看護体制加算 (V)	看護体制加算 (VI)		
イ 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期 入所生活介護費	単介課1 ( 620 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +13単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	1日につき +10単位 (7日間を 限度)	1日につき +30単位
		単介課2 ( 667 単位)														
		単介課3 ( 755 単位)														
		単介課4 ( 822 単位)														
		単介課5 ( 887 単位)														
	(2) 併設型短期 入所生活介護費	単介課1 ( 687 単位)														
		単介課2 ( 754 単位)														
		単介課3 ( 822 単位)														
		単介課4 ( 889 単位)														
		単介課5 ( 954 単位)														
ロ ユニッ ト型短期 入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニッ ト型短期入所生活 介護費	単介課1 ( 718 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +18単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +13単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	1日につき +10単位 (7日間を 限度)	1日につき +30単位
		単介課2 ( 784 単位)														
		単介課3 ( 855 単位)														
		単介課4 ( 921 単位)														
		単介課5 ( 987 単位)														
	(2) 併設型ユニッ ト型短期入所生活 介護費	単介課1 ( 677 単位)														
		単介課2 ( 743 単位)														
		単介課3 ( 814 単位)														
		単介課4 ( 880 単位)														
		単介課5 ( 946 単位)														
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																
ニ 在宅中重度者 受入加算	(1) 看護体制加算(I)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)															
	(2) 看護体制加算(II)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)															
	(3) 看護体制加算(I)及び(II)をいずれも算定している場合 (1日につき 419単位を加算)															
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)															
ホ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)加 (1日につき 18単位を加算)															
	(2) サービス提供体制強化加算(II)加 (1日につき 12単位を加算)															
	(3) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)															
	(4) サービス提供体制強化加算(IV) (1日につき 6単位を加算)															
ヘ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1日につき +所定単位×59/1000)		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計													
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1日につき +所定単位×33/1000)															
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1日につき +(2)の60/100)															
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1日につき +(2)の80/100)															

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

8 短期入所生活介護費(平成27年8月1日～)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		活動をを行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	介護-看護職員 の員数が基準に 満たない場合	単独のユニット リーダー-ユニット 一部に配置してい ない等ユニットア リアにおける体制 が未整備である 場合	専任の機能訓練 指導員を配置し ている場合	個別機能訓練 加算	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	介護連携加 算	要介護員配 置加算	認知症行動 心理状態特 別対応加算	若年性認知 症利用者等 加算	利用者に対し て受入を行う 場合	緊急短期入 所受入加算	長期利用者 に対して短期入 所生活介護を 提供する場合
イ 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期 入所生活介護費	要介護1 ( 620 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +18単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を 限度)	1日につき -30単位
		要介護2 ( 687 単位)														
		要介護3 ( 755 単位)														
		要介護4 ( 822 単位)														
		要介護5 ( 887 単位)														
	(2) 併設型短期 入所生活介護費	要介護1 ( 640 単位)														
		要介護2 ( 707 単位)														
		要介護3 ( 775 単位)														
		要介護4 ( 842 単位)														
		要介護5 ( 907 単位)														
ロ ユニットの 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニ ット型短期 入所生活 介護費	要介護1 ( 718 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +18単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を 限度)	1日につき -30単位
		要介護2 ( 784 単位)														
		要介護3 ( 855 単位)														
		要介護4 ( 921 単位)														
		要介護5 ( 987 単位)														
	(2) 併設型ユニ ット型短期 入所生活 介護費	要介護1 ( 677 単位)														
		要介護2 ( 743 単位)														
		要介護3 ( 814 単位)														
		要介護4 ( 880 単位)														
		要介護5 ( 946 単位)														
ハ 療養費加算 (1日につき 23単位を加算)																
ニ 在宅中重度者 受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)															
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)															
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 419単位を加算)															
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)															
ホ サービス提供体 制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)															
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)															
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)															
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
ヘ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計														
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)															
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)×90/100)															
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)×80/100)															
注 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																

8 介護予防短期入所生活介護費(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分				注	注	注	注	注	注			
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (461 単位) 要支援2 (572 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (495 単位) 要支援2 (615 単位)									
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (433 単位) 要支援2 (538 単位)									
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (473 単位) 要支援2 (581 単位)									
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)									
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)									
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)									
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)												
ニ サービス提供体制強化加算				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 12単位を加算)												
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)												
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)												
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												
ホ 介護職員処遇改善加算				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)												
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)												
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)												
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)												

ニ サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費(平成27年8月1日～)

基本部分				注	注	注	注	注	注			
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注	注	注	注	注	
							常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (461 単位) 要支援2 (572 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (460 単位) 要支援2 (573 単位)									
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (433 単位) 要支援2 (538 単位)									
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (438 単位) 要支援2 (539 単位)									
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)									
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)									
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)									
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)												
ニ サービス提供体制強化加算												
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)												
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)												
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)												
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												
ホ 介護職員処遇改善加算				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×59/1000)												
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×33/1000)												
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)												
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)												

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）（抄）【平成二十七年四月一日施行（予定）】  
（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表	別表
指定施設サービス等介護給付費単位数表	指定施設サービス等介護給付費単位数表
1 介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設サービス
イ 介護福祉施設サービス	イ 介護福祉施設サービス
(1) 介護福祉施設サービス費（1日につき）	(1) 介護福祉施設サービス費（1日につき）
（一）介護福祉施設サービス費	（一）介護福祉施設サービス費
a 介護福祉施設サービス費(I)	a 介護福祉施設サービス費(I)
i 要介護1	i 要介護1
ii 要介護2	ii 要介護2
iii 要介護3	iii 要介護3
iv 要介護4	iv 要介護4
v 要介護5	v 要介護5
b 介護福祉施設サービス費(II)	b 介護福祉施設サービス費(II)
i 要介護1	i 要介護1
ii 要介護2	ii 要介護2
iii 要介護3	iii 要介護3
iv 要介護4	iv 要介護4
v 要介護5	v 要介護5
c 介護福祉施設サービス費(III)	(削除)
i 要介護1	
ii 要介護2	
iii 要介護3	
iv 要介護4	
v 要介護5	
(二) 小規模介護福祉施設サービス費	(二) 小規模介護福祉施設サービス費
a 小規模介護福祉施設サービス費(I)	a 小規模介護福祉施設サービス費(I)
i 要介護1	i 要介護1
ii 要介護2	ii 要介護2
iii 要介護3	iii 要介護3
iv 要介護4	iv 要介護4

v	要介護 5	1,013単位
b	小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i	要介護 1	794単位
ii	要介護 2	858単位
iii	要介護 3	930単位
iv	要介護 4	995単位
v	要介護 5	1,060単位
c	小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	
i	要介護 1	785単位
ii	要介護 2	850単位
iii	要介護 3	919単位
iv	要介護 4	985単位
v	要介護 5	1,049単位
(2)	旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)	
(一)	旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a	旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護 1	580単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	693単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	828単位
b	旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i	要介護 1	634単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	744単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	878単位
c	旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	
i	要介護 1	627単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	737単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	869単位
(二)	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護 1	742単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	849単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	979単位
b	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i	要介護 1	794単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	899単位

v	要介護 5	955単位
b	小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i	要介護 1	747単位
ii	要介護 2	810単位
iii	要介護 3	877単位
iv	要介護 4	940単位
v	要介護 5	1,002単位
	(削除)	
(2)	旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)	
(一)	旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a	旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護 1	547単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	653単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	781単位
b	旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i	要介護 1	594単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	700単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	828単位
	(削除)	
(二)	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護 1	700単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	800単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	923単位
b	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i	要介護 1	747単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	847単位

iii	要介護 4 又は要介護 5	1,027単位
c	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	
i	要介護 1	785単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	890単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	1,017単位
ロ	ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	
(1)	ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	
(-)	ユニット型介護福祉施設サービス費	
a	ユニット型介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護 1	663単位
ii	要介護 2	733単位
iii	要介護 3	807単位
iv	要介護 4	877単位
v	要介護 5	947単位
b	ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i	要介護 1	663単位
ii	要介護 2	733単位
iii	要介護 3	807単位
iv	要介護 4	877単位
v	要介護 5	947単位
(二)	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	
a	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護 1	813単位
ii	要介護 2	879単位
iii	要介護 3	951単位
iv	要介護 4	1,018単位
v	要介護 5	1,084単位
b	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i	要介護 1	813単位
ii	要介護 2	879単位
iii	要介護 3	951単位
iv	要介護 4	1,018単位
v	要介護 5	1,084単位
(2)	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)	
(-)	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	

iii	要介護 4 又は要介護 5	970単位
(削除)		
ロ	ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	
(1)	ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	
(-)	ユニット型介護福祉施設サービス費	
a	ユニット型介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護 1	625単位
ii	要介護 2	691単位
iii	要介護 3	762単位
iv	要介護 4	828単位
v	要介護 5	894単位
b	ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i	要介護 1	625単位
ii	要介護 2	691単位
iii	要介護 3	762単位
iv	要介護 4	828単位
v	要介護 5	894単位
(二)	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	
a	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護 1	766単位
ii	要介護 2	829単位
iii	要介護 3	897単位
iv	要介護 4	960単位
v	要介護 5	1,022単位
b	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i	要介護 1	766単位
ii	要介護 2	829単位
iii	要介護 3	897単位
iv	要介護 4	960単位
v	要介護 5	1,022単位
(2)	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)	
(-)	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	

a	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護 1	663単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	766単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	902単位

b	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i	要介護 1	663単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	766単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	902単位

(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護 1	813単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	921単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	1,050単位

b	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i	要介護 1	813単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	921単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	1,050単位

注 1 イ(1)及びロ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）において、指定介護福祉施設サービス（同号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）に対して行われるものを除く。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者

a	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護 1	625単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	722単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	850単位

b	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i	要介護 1	625単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	722単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	850単位

(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護 1	766単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	868単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	990単位

b	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i	要介護 1	766単位
ii	要介護 2 又は要介護 3	868単位
iii	要介護 4 又は要介護 5	990単位

注 1 イ(1)及びロ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）において、指定介護福祉施設サービス（同号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）に対して行われるものを除く。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者

の数又は介護職員、看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

の数又は介護職員、看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護福祉施設サービス費(I)、小規模介護福祉施設サービス費(I)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号に掲げる居室をいう。ロ及びハにおいて同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ロ 介護福祉施設サービス費(II)、小規模介護福祉施設サービス費(II)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。ホにおいて同じ。）（同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型介護福祉施設サービス費(II)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(II)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サー

- 2 イ(2)及びロ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス（旧措置入所者に対して行われるものに限る。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、日常生活継続支援加算として、1日につき23単位を所定単位数に加算する。

ビス費Ⅱ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(i)を満たすもの限り、同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

- 2 イ(2)及びロ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス（旧措置入所者に対して行われるものに限る。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) <u>日常生活継続支援加算(I)</u>	36単位
(2) <u>日常生活継続支援加算(Ⅱ)</u>	46単位

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 看護体制加算(I)イ

6 単位

指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ 日常生活継続支援加算(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

a 算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が百分の七十以上であること。

b 算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が百分の六十五以上であること。

c 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の百分の十五以上であること。

(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4) 通所介護費等の算定方法第十二号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 日常生活継続支援加算(II)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) イ(2)から(4)までに該当するものであること。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 看護体制加算(I)イ

6 単位

- (2) 看護体制加算(I)ロ 4単位
  - (3) 看護体制加算(II)イ 13単位
  - (4) 看護体制加算(II)ロ 8単位
- 7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- (1) 夜勤職員配置加算(I)イ 22単位
  - (2) 夜勤職員配置加算(I)ロ 13単位
  - (3) 夜勤職員配置加算(II)イ 27単位
  - (4) 夜勤職員配置加算(II)ロ 18単位
- 8 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注11及び注13において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者と

- (2) 看護体制加算(I)ロ 4単位
  - (3) 看護体制加算(II)イ 13単位
  - (4) 看護体制加算(II)ロ 8単位
- 7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- (1) 夜勤職員配置加算(I)イ 22単位
  - (2) 夜勤職員配置加算(I)ロ 13単位
  - (3) 夜勤職員配置加算(II)イ 27単位
  - (4) 夜勤職員配置加算(II)ロ 18単位
- 8 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注11及び注13において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者と

なった入所者をいう。以下同じ。)に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ヨを算定している場合は、算定しない。

- 11 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているもの（視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

なった入所者をいう。以下同じ。)に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ヨを算定している場合は、算定しない。

- 11 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているもの（視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）の内容は次のとおり。  
指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの

イ及びロの注13の厚生労働大臣が定める者  
視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は次のとおり。  
指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイからロまでの注13の厚生労働大臣が定める者  
次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者  
イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  
ロ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者  
ハ 知的障害 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十四条各号に掲げる者又はこれらに準ずる者  
ニ 精神障害 精神保健福祉士又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条各号に掲げる者

14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。

15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室(以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)を算定する。

16 次のいずれかに該当する者に対して、介護福祉施設サービス

14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。

15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室(以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

16 次のいずれかに該当する者に対して、介護福祉施設サービス

費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

ハ 初期加算 30単位

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。

ニ 退所時等相談援助加算

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (1) 退所前訪問相談援助加算 | 460単位 |
| (2) 退所後訪問相談援助加算 | 460単位 |
| (3) 退所時相談援助加算   | 400単位 |
| (4) 退所前連携加算     | 500単位 |

注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあつては、2回)を限度として算定す

費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

ハ 初期加算 30単位

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。

ニ 退所時等相談援助加算

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (1) 退所前訪問相談援助加算 | 460単位 |
| (2) 退所後訪問相談援助加算 | 460単位 |
| (3) 退所時相談援助加算   | 400単位 |
| (4) 退所前連携加算     | 500単位 |

注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあつては、2回)を限度として算定す

る。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

- 2 (2)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

- 3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

- 4 (4)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添

る。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

- 2 (2)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

- 3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

- 4 (4)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添

えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

ホ 栄養マネジメント加算 14単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であること。

へ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画

えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

ホ 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。  
介護福祉施設サービスにおける栄養マネジメント加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十四号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

へ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食

を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ト 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)	28単位
(2) 経口維持加算(II)	5単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は算定せず、経口維持加算(I)を算定している場合は経口維持加算(II)は算定しない。

イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤

事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

- 2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ト 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)	400単位
(2) 経口維持加算(II)	100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算(Ⅱ) 経口により食事を摂取する者であって、  
摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としている  
こと。

(新設)

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であつても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

チ 口腔機能維持管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

2 (2)については、協力歯科医療機関を定めている指定介護老人福祉施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であつて、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であつても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

チ 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

- 介護老人福祉施設サービスにおける口腔衛生管理体制加算の基準
- イ 施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。
- ロ 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十四号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

リ 口腔機能維持管理加算 110単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ヌ 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われていること。

ル 看取り介護加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚

リ 口腔衛生管理加算 110単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護老人福祉施設サービスにおける口腔衛生管理加算の基準

イ 施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。

ロ 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十四号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ヌ 療養食加算 18単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われていること。

ル 看取り介護加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚

生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき80単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。  
 指定介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準
- イ 常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。
  - ロ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
  - ハ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
  - ニ 看取りに関する職員研修を行っていること。
  - ホ 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者の内容は次のとおり。  
 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのルの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者  
 次のイからハまでのいずれにも適合している入所者
- イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
  - ロ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。

フ 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあつては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

ワ 在宅・入所相互利用加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う場合においては、1日につき所定単位数を加算する。

カ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位

(2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位

ハ 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。

フ 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあつては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

ワ 在宅・入所相互利用加算 40単位

注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う場合においては、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は次のとおり。  
指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのワの注の厚生労働大臣が定める者  
在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が三月を超えるときは、三月を限度とする。）を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者

カ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位

(2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位

ヨ	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位
	注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	
タ	サービス提供体制強化加算	
	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。	
	(1) サービス提供体制強化加算(I)	12単位
	(2) サービス提供体制強化加算(II)	6単位
	(3) サービス提供体制強化加算(III)	6単位

ヨ	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位
	注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	
タ	サービス提供体制強化加算	
	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。	
	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位
	(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	12単位
	(3) サービス提供体制強化加算(II)	6単位
	(4) サービス提供体制強化加算(III)	6単位

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
- 介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準
- イ サービス提供体制強化加算(I)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。
  - (2) 通所介護費等算定方法第十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- ロ サービス提供体制強化加算(I)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
  - (2) イ(2)に該当するものであること。
- ハ サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 指定介護老人福祉施設の看護師若しくは准看護師又は介護職

レ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

員（以下「看護・介護職員」という。）の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

二 サービス提供体制強化加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護福祉施設サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

レ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからタまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

- (2) 指定介護老人福祉施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護老人福祉施設において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- （二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- （三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- （四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （1）イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
- （2）次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- （一）次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）（抄）【平成二十七年八月一日施行（予定）】  
（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表	別表
指定施設サービス等介護給付費単位数表	指定施設サービス等介護給付費単位数表
1 介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設サービス
イ 介護福祉施設サービス	イ 介護福祉施設サービス
(1) 介護福祉施設サービス費（1日につき）	(1) 介護福祉施設サービス費（1日につき）
（一）介護福祉施設サービス費	（一）介護福祉施設サービス費
a 介護福祉施設サービス費(I)	a 介護福祉施設サービス費(I)
i～v（略）	i～v（略）
b 介護福祉施設サービス費(II)	b 介護福祉施設サービス費(II)
i 要介護1	i 要介護1
594単位	547単位
ii 要介護2	ii 要介護2
661単位	614単位
iii 要介護3	iii 要介護3
729単位	682単位
iv 要介護4	iv 要介護4
796単位	749単位
v 要介護5	v 要介護5
861単位	814単位
（二）小規模介護福祉施設サービス費	（二）小規模介護福祉施設サービス費
a 小規模介護福祉施設サービス費(I)	a 小規模介護福祉施設サービス費(I)
i～v（略）	i～v（略）
b 小規模介護福祉施設サービス費(II)	b 小規模介護福祉施設サービス費(II)
i 要介護1	i 要介護1
747単位	700単位
ii 要介護2	ii 要介護2
810単位	763単位
iii 要介護3	iii 要介護3
877単位	830単位
iv 要介護4	iv 要介護4
940単位	893単位
v 要介護5	v 要介護5
1,002単位	955単位
(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）	(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）
（一）旧措置入所者介護福祉施設サービス費	（一）旧措置入所者介護福祉施設サービス費
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)
i～iii（略）	i～iii（略）
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)
i 要介護1	i 要介護1
594単位	547単位
ii 要介護2又は要介護3	ii 要介護2又は要介護3
700単位	653単位

	iii 要介護4又は要介護5	828単位		iii 要介護4又は要介護5	781単位
(二)	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費		(二)	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)		a	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
	i ~ iii (略)			i ~ iii (略)	
b	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)		b	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
	i 要介護1	747単位		i 要介護1	700単位
	ii 要介護2又は要介護3	847単位		ii 要介護2又は要介護3	800単位
	iii 要介護4又は要介護5	970単位		iii 要介護4又は要介護5	923単位
ロ~レ	(略)		ロ~レ	(略)	
2・3	(略)		2・3	(略)	

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）（抄）【平成二十七年四月一日施行（予定）】

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
7 <u>地域密着型介護福祉施設サービス</u> イ <u>地域密着型介護福祉施設サービス費</u> (1) <u>地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰ</u> （1日につき） (一) 要介護1 580単位 (二) 要介護2 650単位 (三) 要介護3 723単位 (四) 要介護4 793単位 (五) 要介護5 862単位 (2) <u>地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅱ</u> （1日につき） (一) 要介護1 633単位 (二) 要介護2 702単位 (三) 要介護3 774単位 (四) 要介護4 843単位 (五) 要介護5 911単位 (3) <u>地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅲ</u> （1日につき） (一) 要介護1 626単位 (二) 要介護2 694単位 (三) 要介護3 766単位 (四) 要介護4 835単位 (五) 要介護5 902単位 ロ <u>ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費</u> (1) <u>ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰ</u> （1日につき） (一) 要介護1 662単位 (二) 要介護2 733単位 (三) 要介護3 806単位 (四) 要介護4 876単位 (五) 要介護5 946単位 (2) <u>ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅱ</u> （1日につき）	7 <u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u> イ <u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</u> (1) <u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ</u> （1日につき） (一) 要介護1 547単位 (二) 要介護2 614単位 (三) 要介護3 682単位 (四) 要介護4 749単位 (五) 要介護5 814単位 (2) <u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅱ</u> （1日につき） (一) 要介護1 594単位 (二) 要介護2 661単位 (三) 要介護3 729単位 (四) 要介護4 796単位 (五) 要介護5 861単位 (削除) ロ <u>ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</u> (1) <u>ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ</u> （1日につき） (一) 要介護1 625単位 (二) 要介護2 691単位 (三) 要介護3 762単位 (四) 要介護4 828単位 (五) 要介護5 894単位 (2) <u>ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅱ</u> （1日につき）

(一) 要介護 1	662単位
(二) 要介護 2	733単位
(三) 要介護 3	806単位
(四) 要介護 4	876単位
(五) 要介護 5	946単位

ハ 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費

(1) 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）

(一) 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護 1	742単位
b 要介護 2	808単位
c 要介護 3	879単位
d 要介護 4	946単位
e 要介護 5	1,012単位

(二) 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護 1	793単位
b 要介護 2	857単位
c 要介護 3	928単位
d 要介護 4	994単位
e 要介護 5	1,059単位

(三) 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(III)

a 要介護 1	784単位
b 要介護 2	849単位
c 要介護 3	918単位
d 要介護 4	984単位
e 要介護 5	1,048単位

(2) 旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）

(一) 旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護 1	742単位
b 要介護 2 又は要介護 3	848単位
c 要介護 4 又は要介護 5	978単位

(二) 旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(II)

(一) 要介護 1	625単位
(二) 要介護 2	691単位
(三) 要介護 3	762単位
(四) 要介護 4	828単位
(五) 要介護 5	894単位

ハ 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）

(一) 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

a 要介護 1	700単位
b 要介護 2	763単位
c 要介護 3	830単位
d 要介護 4	893単位
e 要介護 5	955単位

(二) 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

a 要介護 1	747単位
b 要介護 2	810単位
c 要介護 3	877単位
d 要介護 4	940単位
e 要介護 5	1,002単位

(削除)

(2) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）

(一) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

a 要介護 1	700単位
b 要介護 2 又は要介護 3	800単位
c 要介護 4 又は要介護 5	923単位

(二) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

a 要介護 1	793単位
b 要介護 2 又は要介護 3	898単位
c 要介護 4 又は要介護 5	1,026単位

(三) 旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1	784単位
b 要介護 2 又は要介護 3	889単位
c 要介護 4 又は要介護 5	1,016単位

ニ ユニット型指定介護老人福祉施設における経過の地域密着型介護福祉施設サービス(1) ユニット型経過の地域密着型介護福祉施設サービス費 (1日につき)(一) ユニット型経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護 1	812単位
b 要介護 2	878単位
c 要介護 3	950単位
d 要介護 4	1,017単位
e 要介護 5	1,083単位

(二) ユニット型経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1	812単位
b 要介護 2	878単位
c 要介護 3	950単位
d 要介護 4	1,017単位
e 要介護 5	1,083単位

(2) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費 (1日につき)(一) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護 1	812単位
b 要介護 2 又は要介護 3	919単位
c 要介護 4 又は要介護 5	1,049単位

(二) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1	812単位
---------	-------

a 要介護 1	747単位
b 要介護 2 又は要介護 3	847単位
c 要介護 4 又は要介護 5	970単位

## (削除)

ニ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(1) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)(一) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

a 要介護 1	766単位
b 要介護 2	829単位
c 要介護 3	897単位
d 要介護 4	960単位
e 要介護 5	1,022単位

(二) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)

a 要介護 1	766単位
b 要介護 2	829単位
c 要介護 3	897単位
d 要介護 4	960単位
e 要介護 5	1,022単位

(2) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)(一) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

a 要介護 1	766単位
b 要介護 2 又は要介護 3	868単位
c 要介護 4 又は要介護 5	990単位

(二) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)

a 要介護 1	766単位
---------	-------

b 要介護2又は要介護3 919単位

c 要介護4又は要介護5 1,049単位

注1 イ、ロ、ハ(1)及びニ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（同項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）に対して行われるものを除く。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

b 要介護2又は要介護3 868単位

c 要介護4又は要介護5 990単位

注1 イ、ロ、ハ(1)及びニ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（同項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）に対して行われるものを除く。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定地域密着型サービス基準第百五十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定地域密着型サービス基準第百三十二条第一項第一号に掲げる居室をいう。ロにおいて同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ロ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)、経過的地域

2 ハ(2)及びニ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（旧措置入所者に対して行われるものに限る。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働

密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室(定員が二人以上のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。ニにおいて同じ。）(同号イ(3)(i)を満たすものに限る。)の入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限る、同号イ(3)(i)を満たすものを除く。)の入居者に対して行われるものであること。

2 ハ(2)及びニ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（旧措置入所者に対して行われるものに限る。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働

働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 ロ及びニについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、日常生活継続支援加算として、1日につき23単位を所定単位数に加算する。

働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 ロ及びニについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 日常生活継続支援加算(I)	36単位
(2) 日常生活継続支援加算(II)	46単位

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。  
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ 日常生活継続支援加算(I)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

a 算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が百分の七十以上であること。

b 算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が百分の六十五以上であること。

c 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の百分の十五以上であること。

- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- |                 |      |
|-----------------|------|
| (1) 看護体制加算(I)イ  | 12単位 |
| (2) 看護体制加算(I)ロ  | 4単位  |
| (3) 看護体制加算(II)イ | 23単位 |
| (4) 看護体制加算(II)ロ | 8単位  |
- 7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- |                   |      |
|-------------------|------|
| (1) 夜勤職員配置加算(I)イ  | 41単位 |
| (2) 夜勤職員配置加算(I)ロ  | 13単位 |
| (3) 夜勤職員配置加算(II)イ | 46単位 |
| (4) 夜勤職員配置加算(II)ロ | 18単位 |
- 8 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練

- (3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (4) 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。
- ロ 日常生活継続支援加算(II)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準
- (1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。
- (2) イ(2)から(4)までに該当するものであること。

- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- |                 |      |
|-----------------|------|
| (1) 看護体制加算(I)イ  | 12単位 |
| (2) 看護体制加算(I)ロ  | 4単位  |
| (3) 看護体制加算(II)イ | 23単位 |
| (4) 看護体制加算(II)ロ | 8単位  |
- 7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- |                   |      |
|-------------------|------|
| (1) 夜勤職員配置加算(I)イ  | 41単位 |
| (2) 夜勤職員配置加算(I)ロ  | 13単位 |
| (3) 夜勤職員配置加算(II)イ | 46単位 |
| (4) 夜勤職員配置加算(II)ロ | 18単位 |
- 8 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練

指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。）に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ソを算定している場合は、算定しない。
- 11 専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定地域密着型介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。）に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ソを算定している場合は、算定しない。
- 11 専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定地域密着型介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。  
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、

- 14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)を算定する。
- 16 次のいずれかに該当する者に対して、地域密着型介護福祉施設サービス費、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を支給

知的障害者又は精神障害者

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者

- ※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は次のとおり。  
 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注13の厚生労働大臣が定める者  
 次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者  
 イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  
 ロ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者  
 ハ 知的障害 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十四条各号に掲げる者又はこれらに準ずる者  
 ニ 精神障害 精神保健福祉士又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条各号に掲げる者

- 14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定する。
- 16 次のいずれかに該当する者に対して、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人

する場合は、それぞれ、地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

ホ 初期加算 30単位

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定地域密着型介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。

へ 退所時等相談援助加算

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (1) 退所前訪問相談援助加算 | 460単位 |
| (2) 退所後訪問相談援助加算 | 460単位 |
| (3) 退所時相談援助加算   | 400単位 |
| (4) 退所前連携加算     | 500単位 |

注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあつては、2回）を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場

福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、それぞれ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

ホ 初期加算 30単位

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定地域密着型介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。

へ 退所時等相談援助加算

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (1) 退所前訪問相談援助加算 | 460単位 |
| (2) 退所後訪問相談援助加算 | 460単位 |
| (3) 退所時相談援助加算   | 400単位 |
| (4) 退所前連携加算     | 500単位 |

注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあつては、2回）を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場

合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

- 2 (2)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

- 3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

- 4 (4)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者（介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を

合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

- 2 (2)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

- 3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

- 4 (4)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者（介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を

限度として算定する。

ト 栄養マネジメント加算 14単位

注 下に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

チ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったときは、当該計画が作成

限度として算定する。

ト 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における栄養マネジメント加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十四号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

チ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員に

された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

リ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)	28単位
(2) 経口維持加算(II)	5単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は算定せず、経口維持加算(I)を算定している場合は経口維持加算(II)は算定しない。

イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であつて、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算(II) 経口により食事を摂取する者であつて、

よる支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

- 2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

リ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)	400単位
(2) 経口維持加算(II)	100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

(新設)

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

又 口腔機能維持管理体制加算

30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

- 2 (2)については、協力歯科医療機関を定めている指定地域密着型介護老人福祉施設が、経口維持加算(I)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定地域密着型サービス基準第131条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- 3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

又 口腔衛生管理体制加算

30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における口腔衛生管理体制加算の基準

イ 施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者又は入院患者の口腔（くう）ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。

ロ 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十四号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ル 口腔機能維持管理加算 110単位  
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

フ 療養食加算 23単位  
 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。  
 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  
 ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  
 ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において行われていること。  
 ワ 看取り介護加算

ル 口腔衛生管理加算 110単位  
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における口腔衛生管理加算の基準  
 イ 施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。  
 ロ 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十四号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

フ 療養食加算 18単位  
 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。  
 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  
 ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  
 ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において行われていること。  
 ワ 看取り介護加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき80単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。  
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

- イ 常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。
- ロ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ハ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
- ニ 看取りに関する職員研修を行っていること。
- ホ 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者の内容は次のとおり。  
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のワの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

- 次のイからハまでのいずれにも適合している入所者
- イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

カ 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあつては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

ヨ 在宅・入所相互利用加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合においては、1日につき所定単位数を加算する。

タ 小規模拠点集合型施設加算 50単位

注 同一敷地内に複数の居住単位を設けて指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行っている施設において、5人以下の居住単位に入所している入所者については、1日につき所定単位

ロ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。

ハ 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。

カ 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあつては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

ヨ 在宅・入所相互利用加算 40単位

注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合においては、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は次のとおり。  
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のヨの注の厚生労働大臣が定める者  
在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が三月を超えるときは、三月を限度とする。）  
を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者

タ 小規模拠点集合型施設加算 50単位

注 同一敷地内に複数の居住単位を設けて指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行っている施設において、5人以下の居住単位に入所している入所者については、1日につき所定単位

数を加算する。

レ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位
- (2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位

ソ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位

注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

ツ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(I) 12単位
- (2) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (3) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

数を加算する。

レ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位
- (2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位

ソ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位

注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

ツ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。  
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におけるサービス提供体制強化加算の基準  
 イ サービス提供体制強化加算(I)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、

ネ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからツまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

- (2) 通所介護費等算定方法第十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(I)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の看護師若しくは准看護師又は介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

三 サービス提供体制強化加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ネ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからツまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからツまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。）に届け出ていること。

(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長（特別区の区長を含む。）に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

四 (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）（抄）【平成二十七年八月一日施行（予定）】

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1～6 （略） 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき） （一）～（五） （略） (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)（1日につき） （一） 要介護1 594単位 （二） 要介護2 661単位 （三） 要介護3 729単位 （四） 要介護4 796単位 （五） 要介護5 861単位 ロ （略） ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき） （一） 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) a～e （略） （二） 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) a 要介護1 747単位 b 要介護2 810単位 c 要介護3 877単位 d 要介護4 940単位 e 要介護5 1,002単位 (2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき） （一） 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活	別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1～6 （略） 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき） （一）～（五） （略） (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)（1日につき） （一） 要介護1 547単位 （二） 要介護2 614単位 （三） 要介護3 682単位 （四） 要介護4 749単位 （五） 要介護5 814単位 ロ （略） ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき） （一） 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) a～e （略） （二） 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) a 要介護1 700単位 b 要介護2 763単位 c 要介護3 830単位 d 要介護4 893単位 e 要介護5 955単位 (2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき） （一） 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活

介護費(I)		介護費(I)	
a ~ c (略)		a ~ c (略)	
(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活		(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活	
介護費(II)		介護費(II)	
a 要介護1	747単位	a 要介護1	700単位
b 要介護2 又は要介護3	847単位	b 要介護2 又は要介護3	800単位
c 要介護4 又は要介護5	970単位	c 要介護4 又は要介護5	923単位
二～ネ (略)		二～ネ (略)	
8 (略)		8 (略)	



## イ 短期入所生活介護費

## (1) 単独型短期入所生活介護費

## (一) 単独型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	648単位
b 要介護 2	719単位
c 要介護 3	791単位
d 要介護 4	862単位
e 要介護 5	931単位

## (二) 単独型短期入所生活介護費(II)

a 要介護 1	722単位
b 要介護 2	791単位
c 要介護 3	863単位
d 要介護 4	932単位
e 要介護 5	1,000単位

## (2) 併設型短期入所生活介護費

## (一) 併設型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	612単位
b 要介護 2	683単位
c 要介護 3	755単位
d 要介護 4	825単位
e 要介護 5	895単位

## (二) 併設型短期入所生活介護費(II)

a 要介護 1	686単位
b 要介護 2	755単位
c 要介護 3	826単位
d 要介護 4	896単位
e 要介護 5	964単位

## ロ ユニット型短期入所生活介護費

## (1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費

## (一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	751単位
b 要介護 2	821単位
c 要介護 3	895単位
d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1,034単位

## イ 短期入所生活介護費

## (1) 単独型短期入所生活介護費

## (一) 単独型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	620単位
b 要介護 2	687単位
c 要介護 3	755単位
d 要介護 4	822単位
e 要介護 5	887単位

## (二) 単独型短期入所生活介護費(II)

a 要介護 1	687単位
b 要介護 2	754単位
c 要介護 3	822単位
d 要介護 4	889単位
e 要介護 5	954単位

## (2) 併設型短期入所生活介護費

## (一) 併設型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	579単位
b 要介護 2	646単位
c 要介護 3	714単位
d 要介護 4	781単位
e 要介護 5	846単位

## (二) 併設型短期入所生活介護費(II)

a 要介護 1	646単位
b 要介護 2	713単位
c 要介護 3	781単位
d 要介護 4	848単位
e 要介護 5	913単位

## ロ ユニット型短期入所生活介護費

## (1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費

## (一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a 要介護 1	718単位
b 要介護 2	784単位
c 要介護 3	855単位
d 要介護 4	921単位
e 要介護 5	987単位

(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要介護 1	751単位
b 要介護 2	821単位
c 要介護 3	895単位
d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1,034単位

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費

(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)

a 要介護 1	715単位
b 要介護 2	785単位
c 要介護 3	859単位
d 要介護 4	929単位
e 要介護 5	998単位

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要介護 1	715単位
b 要介護 2	785単位
c 要介護 3	859単位
d 要介護 4	929単位
e 要介護 5	998単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を含む。）において、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない

(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要介護 1	718単位
b 要介護 2	784単位
c 要介護 3	855単位
d 要介護 4	921単位
e 要介護 5	987単位

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費

(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)

a 要介護 1	677単位
b 要介護 2	743単位
c 要介護 3	814単位
d 要介護 4	880単位
e 要介護 5	946単位

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要介護 1	677単位
b 要介護 2	743単位
c 要介護 3	814単位
d 要介護 4	880単位
e 要介護 5	946単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を含む。）において、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない

場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。）が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定居宅サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注4において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

（新設）

場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。）が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定居宅サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注4において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき56単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費における個別機能訓練加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置していること。
- (2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。
- (3) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とす

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- (1) 看護体制加算(I) 4単位
- (2) 看護体制加算(II) 8単位
- (新設)

る機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 看護体制加算(I) 4単位
- (2) 看護体制加算(II) 8単位

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき58単位数を所定単位数に加算する。ただし、ニの在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費における医療連携強化加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注5の看護体制加算(II)を算定していること。

ロ 利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。

ハ 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。

ニ 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。

5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- |                  |      |
|------------------|------|
| (1) 夜勤職員配置加算(I)  | 13単位 |
| (2) 夜勤職員配置加算(II) | 18単位 |

6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を

※ 別に厚生労働大臣が定める状態の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める状態

次のいずれかに該当する状態

- イ 喀痰吸引を実施している状態
- ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ハ 中心静脈注射を実施している状態
- ニ 人工腎臓を実施している状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ヘ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- |                  |      |
|------------------|------|
| (1) 夜勤職員配置加算(I)  | 13単位 |
| (2) 夜勤職員配置加算(II) | 18単位 |

8 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

10 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を

所定単位数に加算する。

9 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し指定短期入所生活介護を行った場合は、緊急短期入所体制確保加算として、1日につき40単位を所定単位数に加算し、当該指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、緊急短期入所受入加算については、注6を算定している場合は、算定しない。また、当該事業所において、連続する3月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合は、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算は、算定しない。

11 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）

所定単位数に加算する。

11 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

12 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注12の厚生労働大臣が定める者

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅サービス等基準第百二十一条に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第二十五号において同じ。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。第二十号ににおいて同じ。）を受けることが必要と認められた者

13 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）

の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。

- 12 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。  
(新設)

#### ハ 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。

#### ニ 在宅中重度者受入加算

注 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。

イ 看護体制加算(I)を算定している場合（看護体制加算(II)を算定していない場合に限る。）

421単位

の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。

- 14 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。  
15 別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき30単位を所定単位数から減算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者

連続して三十日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所（指定居宅サービス基準第二百二十四条に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。）している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者

#### ハ 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。

#### ニ 在宅中重度者受入加算

注 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。

イ 看護体制加算(I)を算定している場合（看護体制加算(II)を算定していない場合に限る。）

421単位

ロ 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合（看護体制加算(Ⅰ)を算定していない場合に限る。）	417単位
ハ 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合	413単位
ニ 看護体制加算を算定していない場合	425単位
ホ サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12単位
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位

ロ 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合（看護体制加算(Ⅰ)を算定していない場合に限る。）	417単位
ハ 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合	413単位
ニ 看護体制加算を算定していない場合	425単位
ホ サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12単位
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の介護職員（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの介護職員。以下同じ。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適

#### へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからホまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)により算定した単位数の100分の

合すること。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所の看護師若しくは准看護師又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。）（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの看護・介護職員）の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

三 サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）を利用者に直接提供する職員（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの入所者に対して介護福祉施設サービスを直接提供する職員）の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

#### へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからホまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)より算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (2)により算定した単位数の100分の

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定短期入所生活介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
  - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）（抄）【平成二十七年八月一日施行（予定）】  
 （変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～7（略） 8 短期入所生活介護費（1日につき） イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費 (一) 単独型短期入所生活介護費(I) a～e（略） (二) 単独型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 <u>687単位</u> b 要介護2 <u>754単位</u> c 要介護3 <u>822単位</u> d 要介護4 <u>889単位</u> e 要介護5 <u>954単位</u> (2) 併設型短期入所生活介護費 (一) 併設型短期入所生活介護費(I) a～e（略） (二) 併設型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 <u>646単位</u> b 要介護2 <u>713単位</u> c 要介護3 <u>781単位</u> d 要介護4 <u>848単位</u> e 要介護5 <u>913単位</u> ロ～ハ（略） 9～11（略）	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～7（略） 8 短期入所生活介護費（1日につき） イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費 (一) 単独型短期入所生活介護費(I) a～e（略） (二) 単独型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 <u>640単位</u> b 要介護2 <u>707単位</u> c 要介護3 <u>775単位</u> d 要介護4 <u>842単位</u> e 要介護5 <u>907単位</u> (2) 併設型短期入所生活介護費 (一) 併設型短期入所生活介護費(I) a～e（略） (二) 併設型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 <u>599単位</u> b 要介護2 <u>666単位</u> c 要介護3 <u>734単位</u> d 要介護4 <u>801単位</u> e 要介護5 <u>866単位</u> ロ～ハ（略） 9～11（略）

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）【平成二十七年四月一日施行（予定）】

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 (略)	別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 (略)
8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）
イ 介護予防短期入所生活介護費	イ 介護予防短期入所生活介護費
(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費
(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)
a 要支援1 486単位	a 要支援1 461単位
b 要支援2 603単位	b 要支援2 572単位
(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)
a 要支援1 524単位	a 要支援1 495単位
b 要支援2 652単位	b 要支援2 615単位
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費
(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)
a 要支援1 458単位	a 要支援1 433単位
b 要支援2 569単位	b 要支援2 538単位
(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)	(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)
a 要支援1 502単位	a 要支援1 473単位
b 要支援2 617単位	b 要支援2 581単位
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費	ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費
(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費
(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)
a 要支援1 567単位	a 要支援1 539単位
b 要支援2 690単位	b 要支援2 655単位
(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)
a 要支援1 567単位	a 要支援1 539単位
b 要支援2 690単位	b 要支援2 655単位
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	536単位
b 要支援 2	666単位
(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a 要支援 1	536単位
b 要支援 2	666単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を含む。）において、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定介護予防サービス基準第132条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。）が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつて

(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	508単位
b 要支援 2	631単位
(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a 要支援 1	508単位
b 要支援 2	631単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を含む。）において、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定介護予防サービス基準第132条第4項に規定する併設本体

は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護予防サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。介護予防特定施設入居者生活介護費の注2において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所について、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

（新設）

4 医師が、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用する

施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。）が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護予防サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。介護予防特定施設入居者生活介護費の注2において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所について、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき56単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置していること。
- (2) 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この号において「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。
- (3) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

5 医師が、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用する

ことが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。
- 6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 7 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費又は併設型介護予防短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 8 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所

ことが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。
- 7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 8 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費又は併設型介護予防短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 9 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。
- 10 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所

生活介護費は、算定しない。

ハ 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I)   | 12単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(II)  | 6単位  |
| (3) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位  |

生活介護費は、算定しない。

ハ 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I)イ  | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ  | 12単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(II)  | 6単位  |
| (4) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位  |

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(I)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第二百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの介護職員。以下同じ。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第十七号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(I)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の看護師若しくは准看護師又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。）（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの看護・介護職員）の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ニ サービス提供体制強化加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの入所者に対して介護福祉施設サービスを直接提供する職員）の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

#### ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している

#### ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している

場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準  
イ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇

- 用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
  - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
  - (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
    - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
      - a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
      - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
    - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
      - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
      - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
  - (3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員

に周知していること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）【平成二十七年八月一日施行（予定）】

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1～7 （略） 8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） イ 介護予防短期入所生活介護費 (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費 (一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I) a・b （略） (二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II) <u>a 要支援1</u> 495単位 <u>b 要支援2</u> 615単位 (2) 併設型介護予防短期入所生活介護費 (一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I) a・b （略） (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II) <u>a 要支援1</u> 473単位 <u>b 要支援2</u> 581単位 ロ～ホ （略） 9～11 （略）	別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1～7 （略） 8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） イ 介護予防短期入所生活介護費 (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費 (一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I) a・b （略） (二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II) <u>a 要支援1</u> 460単位 <u>b 要支援2</u> 573単位 (2) 併設型介護予防短期入所生活介護費 (一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I) a・b （略） (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II) <u>a 要支援1</u> 438単位 <u>b 要支援2</u> 539単位 ロ～ホ （略） 9～11 （略）

